

八女市まちなみ家賃補助金交付要綱

(令和3年3月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、八女市の文化遺産である伝統的建造物群保存地区の保存活用及び継承のため、地域の価値を高め、人の流入を促進し、にぎわいを創出することを目的とし、伝統的建築物を住居、店舗又は宿泊施設として活用する者に家賃の一部を補助することに関し、八女市補助金交付規則（昭和46年八女市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規創業 現に事業を営んでいない者又は新設された法人が本市域内において新たに事業を開始することをいう。
- (2) 第二創業 本市域内において既に事業を営んでいる個人又は法人の後継者が先代から事業を引き継ぎ、かつ、事業転換を行い、新事業又は新分野に進出することをいう。
- (3) 新事業展開 既に事業を営んでいる個人又は法人が既存事業を維持し、本市域内において新事業又は新分野に進出することをいう。
- (4) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額(共益費、管理費、駐車場使用料その他住居等の賃借の対価以外の費用を除く。)をいう。
- (5) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給し、又は負担する住宅に対する全ての手当等の月額をいう。
- (6) 実質家賃負担額 家賃から住宅手当を控除した額をいう。
- (7) 伝統的建築物 八女市文化的景観条例（平成22年八女市条例第16号）第23条第1項に規定する伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画に登録する伝統的建造物群を構成している建築物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者であって、次条の規定により認定を受けたものとする。

- (1) 伝統的建築物を店舗又は宿泊施設として活用する場合
ア 福岡県信用保証協会の保証制度を利用することのできる業種を営む者であ

ること。

イ 令和３年４月１日以降に伝統的建築物を店舗又は宿泊施設として活用し、新規創業、第二創業又は新事業展開のいずれかを行う者であること。

ウ 法人事業者にあつては、第４条の申請時において市内に事業所を有し、事業所登記を行っている者であること。

エ 個人事業者にあつては、第４条の申請時において市内に住所を有している者であること。

オ 八女市新規創業・新事業展開補助金交付要綱(平成２７年３月１１日決裁)により、事務所又は店舗等の借入費に対する補助を受けていないこと。

(２) 伝統的建築物を住居として活用する場合

ア 令和３年４月１日以降に市内の伝統的建築物に入居し、かつ、当該住宅の所在地を住所として住民基本台帳法(昭和４２年法律第８１号)に基づく住民登録をしていること。

イ 世帯全員が本市の住民基本台帳に同一世帯として登録されていること。

ウ 世帯全員が４年以上市内に定住する意思を持っていること。

エ 八女市若年世帯家賃支援補助金交付要綱（平成２９年３月３１日決裁）により、家賃の補助を受けていないこと。

２ 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象者から除外するものとする。

(１) 法人にあつてはその代表者が、個人にあつては本人及び同一世帯員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員であるとき、又はそれらと密接な関係を有しているとき。

(２) 宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動及びこれらに類する活動を行っているときと認められるとき。

(３) 法人格を持たない団体及び権利能力なき社団

(４) 法人にあつては当該法人及びその代表者が、個人にあつては本人及び同一世帯員が、八女市税又は税外徴収金を滞納しているとき。

(５) 家賃を滞納しているとき。

(６) 生活保護法(昭和２５年法律第１４４号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けているとき。

(７) 補助対象者の３親等以内の親族が所有する伝統的建築物を賃貸借契約の

対象とするとき。

(8) 同一世帯の者も含め、過去にこの要綱による補助金の交付を受けているとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(補助金の認定申請)

第4条 補助金の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、別表に定める書類を添付しなければならない。

(1) 伝統的建築物を店舗又は宿泊施設として活用する場合 八女市まちなみ家賃補助金認定申請書（創業型）（様式第1号）

(2) 伝統的建築物を住居として活用する場合 八女市まちなみ家賃補助金認定申請書（住居型）（様式第2号）

2 認定申請者は、それぞれ次に掲げる日までに前項各号の申請書を提出しなければならない。

(1) 前項第1号に該当する場合 令和3年4月1日以降に市内の伝統的建築物を店舗又は宿泊施設として活用して事業を開始した日から1年以内

(2) 前項第2号に該当する場合 令和3年4月1日以降に市内の伝統的建築物を住居として活用するため住民基本台帳法に基づく住民登録をした日から1年以内

3 認定申請者は、翌年度以降も継続して家賃補助を希望する場合は、毎年3月1日から3月31日までに第1項に定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、認定申請者（法人にあってはその代表者、個人にあっては本人及び同一世帯員を含む。次項において同じ。）が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等関係者」という。）であるかについて、警察に照会することができる。

5 市長は、認定申請者が暴力団員又は暴力団等関係者に該当することを確認したときは、補助金の申請を却下するものとする。

6 第1項の申請は、伝統的建築物の賃貸借契約を締結した者が行うものとする。

7 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、八女市まちなみ家賃補助金認定（却下）通知書（様式第3号）により、審査結果を通知するものとする。

(補助金の申請等)

第5条 前条の認定を受け、補助金の支給を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、八女市まちなみ家賃補助金支給申請書兼請求書（様式第4号。以下「支給申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 家賃入金申立書（様式第5号）
- （2） 家賃領収書の写しその他家賃を支払ったことを証明できる書類
- （3） その他市長が必要と認める書類

2 支給申請者は、4月分から9月分までを前期分とし、10月分から3月分までを後期分として、前期分は10月20日までに、後期分は4月20日までにそれぞれ支給申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の額等）

第6条 補助金の算定単位は、月額とし、実質家賃負担額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、2万円を上限とする。

2 家賃の額の変更があるときは、前項に規定する方法により再度算出した額とし、当該変更のあった月以後に変更するものとする。

3 補助金の交付対象期間は、第4条の規定による最初の認定申請の日（以下「認定申請日」という。）の属する月の翌月から最長24月を限度とする。ただし、次の各号に掲げる区分に該当するときは、当該各号に定める期間につき補助金を交付しないものとする。

- （1） 月途中の入居又は退居により日割りで家賃を計算するとき。 当該月
- （2） 第10条の規定により補助金の支給が中止されたとき。 支給が中止された日の属する前条第2項に規定する前期分又は後期分の期間
- （3） 第11条の規定により補助金の認定が取り消されたとき。 認定が取り消された日の属する前条第2項に規定する前期分又は後期分の期間

（補助金の支給）

第7条 市長は、第5条の支給申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、八女市まちなみ家賃補助金支給決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の通知をしたときは、速やかに口座振込により補助金を支払うものとする。

（補助金の認定内容変更申請）

第8条 支給申請者は、第4条に規定する認定申請の内容を変更するときは、八女市まちなみ家賃補助金認定内容変更申請書（様式第7号）に必要書類を添えて市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、八女市まちなみ家賃補助金認定変更（却下）通知書（様式第8号）により審査結果を通知するものとする。

3 第4条から前条までの規定は、第1項の変更の申請について準用する。この場合において、第4条第1項の別表に定める書類は、変更に係るものを添付するものとする。

（補助の継続）

第9条 災害その他のやむを得ない事由により、補助金の交付の認定を受けた期間中に伝統的建築物に継続して入居できない期間（以下「中断期間」という。）がある場合において、中断期間の終了後再び補助の要件を満たすこととなるときは、交付の認定を受けた期間から当該中断期間を除いた残余の期間について補助を受けることができるものとする。

（支給の中止）

第10条 補助金の支給を受けた者（以下「補助金受給者」という。）は、補助金の受給を中止したいとき、又は次条各号のいずれかに該当するときは、八女市まちなみ家賃補助金受給中止届（様式第9号。以下「中止届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、中止届の提出があったときは、補助金の支給を中止するものとする。

（認定の取消し）

第11条 市長は、第4条の規定により補助金の認定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、八女市まちなみ家賃補助金認定取消通知書（様式第10号）により補助金の認定を取り消すことができる。

（1） 第3条に規定する補助対象者に該当しなくなったとき。

（2） 偽りその他不正の行為により認定を受けていたとき。

（3） 申請の内容が変更になったにもかかわらず、第8条第1項に規定する変更申請を行わないとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の支給対象として適当でないと認めるとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により認定を取り消したときは、すでに支給した補助金の全部又は一部について、その返還を命ずることができる。

2 前項に規定する補助金の返還については、八女市まちなみ家賃補助金返還命令書（様式第11号）により、補助金受給者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の返還を命じられた補助金受給者は、市長が定める期限までに補助金を返還しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金について適用する。

別表（第4条関係）

申請区分	書類名	備考
認定申請者共通事項	賃貸借契約書の写し	
	家賃内訳証明書	様式第12号（賃貸借契約書の写しでは家賃の内訳が不明瞭な場合に限る。）
	※誓約書	様式第13号
	※調査同意書	様式第14号
	その他市長が必要と認める書類	
伝統的建築物を店舗又は宿泊施設として活用する場合	登記事項証明書の写し	法人に限る。
	開業届の写し	個人事業主に限る。
	営業許可証の写し	許可を必要とする業種の場合に限る。
	市税等の滞納のない証明書	発行から1か月以内のもので、個人事業主にあつては申請者本人及び世帯全員分、法人にあつては当該法人及び代表者分。ただし、調査同意書を提

		出した場合は、提出を要しない。
伝統的建築物を 住居として活用 する場合	住宅手当等支給証明書	様式第15号（給与所得がある世帯員全員のもの）
	世帯全員の住民票の写し	発行から1か月以内のもの。ただし、調査同意書を提出した場合は提出を要しない。
	世帯全員の市税等の滞納のない証明書	発行から1か月以内のもの。ただし、調査同意書を提出した場合は提出を要しない。

備考 第4条第3項の規定により継続して家賃補助を希望する場合は、※の書類のみ提出するものとする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

八女市まちなみ家賃補助金認定申請書（創業型）

八女市長

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

八女市まちなみ家賃補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、添付書類を添えて補助金の認定申請をいたします。

1 借主に関すること

代 表 者 氏 名		生年月日	年 月 日
代 表 者 住 所	〒		
事 業 所 名 ※ 1			
事 業 所 住 所 ※ 2			
新たに行う事業名 (会社名、屋号、店名等)			
事 業 概 要			

※ 1 ※ 2 第二創業及び新事業展開のみ記入すること

2 賃貸借契約に関すること

貸 主	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名 ・ 名 称	
	管理者又は仲介者	

賃貸借契約年月日	年 月 日						
借主（契約者）氏名							
申請者と貸主の関係	1 3親等以内の親族ではない ・ 2 3親等以内の親族である（続柄）						
家賃（月額）							円
住宅手当							円
実質家賃負担額	（家賃）－（住宅手当）＝ 円						
公的制度による家賃補助	1 受けていない 2 受けている						

3 継続申請に関すること

初回申請月	年 月 日
継続申請月	年 月 日

※継続を希望する場合のみ記入すること

4 添付書類

- （１） 賃貸借契約書の写し
- （２） 家賃内訳証明書（様式第１２号。賃貸借契約書の写しでは家賃の内訳が不明確な場合に限る。）
- （３） 登記事項証明書の写し（法人に限る。）
- （４） 開業届の写し（個人事業主に限る。）
- （５） 営業許可証の写し（許可を必要とする業種の場合に限る。）
- （６） 市税等の滞納のない証明書（発行日から１か月以内のもので個人事業主にあつては申請者本人及び世帯全員分、法人にあつては当該法人及び代表者分）
- （７） 誓約書（様式第１３号）
- （８） 調査同意書（様式第１４号）
- （９） その他市長が必要と認める書類

※添付書類のうち（８）調査同意書を提出した者は（６）市税等の滞納のない証明書の提出を要しない。

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

八女市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

八女市まちなみ家賃補助金認定申請書（住居型）

八女市まちなみ家賃補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、添付書類を添えて補助金の認定申請をいたします。

記

1 申請者の世帯に関すること

続柄	フリガナ		勤務先	生年月日	住民登録
	入居者			年齢	年月日
申請者				年 月 日	年 月 日
	姓	名		(歳)	月 日
				年 月 日	年 月 日
	姓	名		(歳)	月 日
				年 月 日	年 月 日
	姓	名		(歳)	月 日
				年 月 日	年 月 日
	姓	名		(歳)	月 日
				年 月 日	年 月 日
	姓	名		(歳)	月 日

2 住居に関すること

貸主	住所	(〒 —)					
	フリガナ						
	氏名・名称						
	管理者又は仲介者						
賃貸借契約年月日		年 月 日					
借主（契約者）氏名							
申請者と貸主の関係		1 3親等以内の親族ではない ・ 2 3親等以内の親族である（続柄 ）					
家賃（月額）							円
住宅手当							円
実質家賃負担額		(家賃) - (住宅手当) = 円					
公的制度による家賃補助		1 受けていない 2 受けている					

3 添付書類

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 家賃内訳証明書（様式第12号）（賃貸借契約書の写しでは家賃の内訳が不明確な場合に限る。）
- (3) 住宅手当等支給証明書（様式第15号）（給与所得のある世帯員全員のもの）
- (4) 世帯全員の住民票の写し（発行日から1か月以内のもの）
- (5) 世帯全員の市税等の滞納のない証明書（発行日から1か月以内のもの）
- (6) 誓約書（様式第13号）
- (7) 調査同意書（様式第14号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

※添付書類のうち（7）調査同意書を提出した者は、（4）及び（5）の書類の提出を要しない。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

八女市長 印

八女市まちなみ家賃補助金認定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった八女市まちなみ家賃補助金については、審査の結果、下記のとおり決定したので、八女市まちなみ家賃補助金交付要綱第4条第6項の規定により通知します。

記

- 1 審査結果 認定 ・ 却下
- 2 交付認定期間 年 月 ～ 年 月
- 3 交付認定額

期間	月数	認定額	合計
年 期			
年 期			
年 期			
年 期			
年 期			
年 期			
合計			

- 4 認定の条件
 - （1） 申請者は、八女市まちなみ家賃補助金支給申請書兼請求書（様式第4号）を市に提出すること。
 - （2） 受給期間中に提出した書類の記載内容、補助金の受給資格等に変更があったときは、速やかに八女市まちなみ家賃補助金認定内容変更申請書（様式第7号）を提出すること。
- 5 却下の理由

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

八女市長

申請者 住 所
氏 名
(代表者)
電話番号

八女市まちなみ家賃補助金支給申請書兼請求書

八女市まちなみ家賃補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり補助金の支給を請求します。

記

- 1 今回申請する補助金の対象期間 年 月 ～ 年 月
- 2 今回請求する補助金額 円
(前期分 ・ 後期分)

3 振込先口座

金融機関	銀行・信用組合			本店・支店
	金庫・農業協同組合			本所・支所
預金種目	1 普通	2 当座	3 その他 ()	
口座番号	No.			
ふりがな				
口座名義人				

(注) 口座名義人は、申請者と同一であること。

4 添付書類

- (1) 家賃入金申立書（様式第 5 号）
- (2) 家賃領収書の写しその他家賃を支払ったことを証明できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

八女市長

家賃入金申立書

家賃支払額（共益費、駐車場使用料、光熱水費等を除く額）

支払年月	家賃支払額	支払年月	家賃支払額
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円

上記の家賃について、添付書類のとおり滞りなく入金していることを申し立ていたします。この申立書の内容に虚偽があった場合は、市の指示に従います。

申請者 住 所
氏名(自署)
(代表者)
電話番号

様式第 6 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

八女市長 印

八女市まちなみ家賃補助金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった八女市まちなみ家賃補助金つ
いては、下記のとおり支給することに決定したので、八女市まちなみ家賃補助
金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 支給決定額 金 円
- 2 今回決定した補助金の対象期間 年 月 ～ 年 月

年 月 日

八女市長

申請者 住 所
氏名（自署）
電話番号

八女市まちなみ家賃補助金認定内容変更申請書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた八女市まちなみ家賃補助金について、八女市まちなみ家賃補助金交付要綱第8条第1項の規定により内容を変更したいので申請します。

記

1 変更事項	☐住所の変更 変更前住所：八女市 変更後住所：八女市 住所変更日： 年 月 日 ☐申請者の変更 変更前申請者： 変更後申請者： ☐家賃の変更 変更前家賃：月額 円 変更後家賃：月額 円 家賃変更日： 年 月 日 ☐住居手当等の変更 変更前住居手当等：月額 円 変更後住居手当等：月額 円 住居手当等変更日： 年 月 日 ☐その他の変更 変更内容：
2 添付書類	八女市まちなみ家賃補助金認定申請に係る添付書類のうち、変更が生じた書類を提出すること。

変更事項のうち、申請者の変更について、同意します。
（変更後申請者）氏名（自署）

様式第 8 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

八女市長 印

八女市まちなみ家賃補助金認定変更（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった八女市まちなみ家賃補助金については、審査の結果、下記のとおり決定したので、八女市まちなみ家賃補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 審査結果 認定 ・ 却下
2 交付認定期間 年 月 ～ 年 月 日
3 交付認定額

期間	月数	合計
年 期		
年 期		
年 期		
年 期		
年 期		
年 期		
年 期		
合計		
変更事項		

- 4 認定の条件
- （１） 支給申請者は、八女市まちなみ家賃補助金支給申請書兼請求書（様式第 4 号）を市に提出すること。
- （２） 受給期間中に提出した書類の記載内容、補助金の受給資格等に変更があったときは、速やかに八女市まちなみ家賃補助金認定内容変更申請書（様式第 7 号）を提出すること。
- 5 却下の理由

様式第 9 号（第 10 条関係）

年 月 日

八女市長

申請者 住所
氏名
電話番号

八女市まちなみ家賃補助金受給中止届

八女市まちなみ家賃補助金の受給を中止したいので、八女市まちなみ家賃補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 中止日 年 月 日

2 中止理由

様式第 10 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

八女市長

印

八女市まちなみ家賃補助金認定取消通知書

年 月 日付け 第 号で認定決定した八女市まちなみ家賃補助金について、下記により認定を取り消したので、八女市まちなみ家賃補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

1 取消理由

- ☐ 廃業その他の理由により賃貸借契約対象物件での営業をしていないため
- ☐ 第 3 条に規定する補助対象者に該当しなくなったため
- ☐ 偽りその他不正の行為により認定を受けたため
- ☐ 第 8 条第 1 項に規定する変更申請を行わないため
- ☐ その他市長が補助金の支給対象として適当でないと認めるため

2 取り消す認定決定の内容

認定通知年月日

年 月 日 第 号

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

八女市長

印

八女市まちなみ家賃補助金返還命令書

年 月 日付け第 号で支給決定をした補助金について、
下記の理由により支給を取り消したので、八女市まちなみ家賃補助金交付要
綱第 1 2 条の規定により下記のとおり返還を求めます。

記

1 返還を求める理由

2 返還を求める金額 円
(補助金の既交付額 円)

3 返還期限 年 月 日 まで

4 返還方法

年 月 日

八女市長

貸主（管理者等）住 所
氏 名 印

家賃内訳証明書

下記の者の家賃の内訳について、次のとおり証明します。

記

1 借主

住 所	
氏 名	

2 家賃等の内訳

内 訳	月 額 金 額						
住 戸 部 分 の 家 賃 額							円
共 益 費 ・ 管 理 費 等 の 額							円
駐 車 場 使 用 料							円
その他（ ）							円
支 払 合 計 額							円

備考

- 1 共益費が家賃に含まれている場合、内訳を明確にすること。
- 2 駐車場使用料が家賃に含まれている場合、内訳を明確にすること。
- 3 貸主が法人の場合は該当法人印を、個人事業主の場合は代表者印を押印すること。
- 4 貸主が住宅の管理又は仲介を受託する者(以下「管理者等」という。)に賃貸住宅の管理を委任している場合にあつては、当該管理者等が家賃内訳を証明できるものとする。この場合において、押印は、前項の規定を準用する。

様式第 13 号

年 月 日

八女市長

申請者 住 所
氏名(自署)
(代表者)
電話番号

誓約書

私は、八女市まちなみ家賃補助金の認定申請に当たり、下記のことを誓約いたします。

なお、万一違反した場合は、受給した補助金を指定された期日までに、返還することを併せて誓約いたします。

記

- 1 伝統的建築物を住居として使用する場合は、4年以上現在の居住地に住民票を置くこと（住民基本台帳に住所が登録されることをいう。）及び当該居住地を生活の本拠とすること。
- 2 市に提出する書類の記載内容に偽りがないこと。
- 3 提出書類の記載内容、補助金の受給資格等に変更が生じた場合、速やかに八女市まちなみ家賃補助金認定内容変更申請書（様式第7号）を提出すること。
- 4 同一世帯の者も含めて、暴力団員でなく、かつ、暴力団及び暴力団員と密接な関わりを有する者でないこと、及びこれらの確認のために警察に照会されても異議のないこと。

年 月 日

八女市長

申請者 住 所
氏名(自署)
電話番号

調査同意書

八女市まちなみ家賃補助金交付要綱に基づく申請内容の審査、補助金の支給決定その他必要な手続のため、申請者及び世帯員全員（法人の場合は当該法人及びその代表者）について、下記の事項について市の担当者が調査確認することに同意します。

なお、このことについて、申請者以外の世帯員全員の同意も得ています。

記

- ☐ 1 住民基本台帳の登録内容
- ☐ 2 八女市において課税される市税、国民健康保険税及び税外徴収金の納付状況
- ☐ 3 暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有していないこと。
- ☐ 4 生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ☐ 5 賃貸借の実態調査（市長が必要と認めた場合に限る。）

年 月 日

八女市長

給与等の支払者
住 所
名 称
氏 名 印
電話番号

住宅手当等支給証明書

下記の者の住宅手当等支給状況を下記のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当等支給状況

(1) 支給している。 (2) 支給していない。

（ 年 月現在
住宅手当等 月額 円 ）

注意事項

- 1 住宅手当等とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当等支給状況については、(1) 又は (2) のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当等を支給している場合は、直近の住宅手当等の月額を記入してください。
- 4 法人及び個人事業主の場合は代表者印を押印してください。